国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める意見書

コロナ禍のもと、密を避けるための身体的距離の確保とゆきとどいた教育の推進のため、さらなる少人数学級を求める声が強まり、２０２１年３月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、義務標準法）の一部を改正する法律」が成立した。これによって小学校全学年での３５人学級実現に道が開かれ、今年度は、小学校４年生までの３５人以下学級が実現した。

しかし、国際水準から見れば３５人以下でも学校規模としては大きく、分散登校の経験から「２０人程度の学級」を望む声が広がっている。小学校５年生以上の３５人学級の早期実現と、中学校・高校の全学年での少人数学級の実現は、圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いである。

いま、全国の多くの自治体でさらなる少人数学級の取組が進められているが、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実である。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、小学校・中学校及び高校全学年で少人数学級の更なる前進と、そのための教職員定数改善を行うことが極めて重要である。

よって、和泉市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

１、国の責任で、小学校、中学校、高校の全てで少人数学級を更に前進させること

２、国は少人数学級実現のため、義務標準法・高校標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年９月２９日

大阪府和泉市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣　殿